

# 青森糖質研究会遠藤賞 表彰規定

平成20年2月8日制定

本会は研究会規約第3条第3項にもとづき、表彰に関し次のように定める。

1. 本会に遠藤賞を設ける。
2. 遠藤賞は、糖質およびその関連物質に関し、優秀な研究、開発、または発明を行い、糖質関連研究並びに産業の発展に貢献した会員または会員を含むグループに授与する。
3. 遠藤賞は原則として毎年2件以内とし、受賞者には、賞状および記念品を贈る。
4. 遠藤賞の授賞候補者の選考は、世話人会において行い、会長がこれを決定する。
5. 授賞はその年度の研究会において行う。
6. 授賞に要する費用は、遠藤基金をもってあてる。